平成２８年（フ）第４７５号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番27―505号
債務者　矢野　大喜
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５０２号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目14番５―201号
債務者　川村　里志
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下結香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６５号
鹿児島県鹿児島市稲荷町34番18―805号
債務者　谷村　直紀
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４６２号
北九州市小倉南区徳力団地92番302号
債務者　吉村　宏之
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月２日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１１号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩2430番地の６
債務者　上野　明人
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２８０号
新潟市秋葉区田家３丁目14番７号
債務者　小出　充康
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９６号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦3467番地８
債務者　山口奈津美
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５２号
秋田県横手市蛇の崎町10番31号
債務者　髙橋由樹子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２１８号
函館市宇賀浦町６番６―505号
債務者　国松　祐基
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２１９号
函館市本町31番32号　本町ヴィラⅠ　204号室
債務者　大西絵梨菜（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２２０号
北海道北斗市常盤１丁目６番１―301号
債務者　近藤　　守
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２２号
相模原市南区相模台７丁目44番15号　ドエル溝呂木Ｂ202
債務者　東郷　浩二
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２４号
相模原市中央区清新３丁目６番５号　ＫＹヴィラ相模原310
債務者　松井　隆真
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２８号
相模原市中央区相模原１丁目５番13号　セントラル相模原Ⅱ―303
債務者　宮崎　洋一
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４５号
三重県伊勢市上野町2855番地１　上野の郷、住民票上の住所三重県多気郡明和町大字明星2285番地37
債務者　下村　澄子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第３１３５号
大阪府寝屋川市高柳２丁目51番１号
債務者　守山　隆弘
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５１号
大阪市旭区中宮２丁目20番11号　サンライズ501
債務者　綱島弘太郎
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部